

事務連絡  
平成24年6月29日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災管理課  
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険  
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年5月23日から25日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年7月31日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

【是正指示事項】

1 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「長期未決対策実施要綱」）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

(1) 調査計画書等の作成

ア 複雑困難事案以外の事案で請求書受付から3か月以上経過しているにもかかわらず、調査計画書を作成していない。

イ 署長管理事案及び局管理事案に係る報告書を作成していない。

(2) 処理経過簿の処理

ア 処理経過簿は、請求書受付から1か月经過から作成しなければならないにもかかわらず、3か月经過後に作成している。

イ 署長、労災課長の決裁が徹底されていない。

(3) 署管理者の指示・指導

調査の着手遅れや処理の遅延に対する的確な指示・指導が徹底されていない。

2 労災診療費の適正処理状況

労災診療費の誤請求の多い指定医療機関等を把握して個別の実地指導を行わなければならないにもかかわらず、個別の実地指導を行っていない状況がみられた。

このため、労災診療費の誤請求の多い指定医療機関等に対する個別の実地指導を計画的に行うこと。

### 3 審査請求事件の処理状況

審査請求受理後6か月以上経過した事案について棄却する場合は、請求人に対して決定の理由等をできる限り分かりやすく、懇切・丁寧に説明しなければならないにもかかわらず、説明していない事案がみられた。

このため、受理後6か月以上経過した事案を棄却又は却下する場合は、決定の理由等をできる限り分かりやすく、懇切・丁寧に説明すること。

中央労災補償業務監察結果

浜松労働基準監督署

平成24年5月23日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

処理中の請求書類は、業務終了後、職員が使用する机等に保管せず、所定の保管場所に保管しなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていない。

このため、所定の保管場所で保管するとともに、他の文書と混同しないよう適切な措置を講じること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「長期未決対策実施要綱」）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 調査計画書等の作成

ア 複雑困難事案以外の事案で請求書受付から3か月以上経過した事案は、調査計画書を作成し局へ報告しなければならないにもかかわらず、調査計画書を作成していない。

イ 署長管理事案及び局管理事案は、報告書を作成し局へ報告しなければならないにもかかわらず、報告書を作成していない。

(2) 処理経過簿の処理

請求書受付から1か月以上経過した事案は、処理経過簿を作成し決裁を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上経過してから処理経過簿を作成している。

(3) 署管理者の指示・指導

請求人聴取や事業場調査・資料収集等の調査が請求書受付から3か月以上経過して行われていた。この間、署管理者は、毎月未処理リスト等により処理状況を把握しているにもかかわらず、調査着手への具体的な指示・指導をしていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

浜松労働基準監督署

平成24年5月23日実施

【是正指示事項】

1 収入官吏の命免

貴署における分任収入官吏の代理として、労災第二課長が任命されているものの、分任収入官吏でもある当該課長に係る代理が任命されていない状況がみられた。

また、代理の任命に当たっては、対象となる分任収入官吏の範囲を明示する必要がある。

このため、局と協議の上、適正な任命となるよう改めること。

2 収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机とし、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察結果

磐田労働基準監督署

平成24年5月24日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

処理中の請求書類は、業務終了後、職員が使用する机等に保管せず、所定の保管場所に保管しなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていない。

このため、所定の保管場所で保管するとともに、他の文書と混同しないよう適切な措置を講じること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「長期未決対策実施要綱」）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 調査計画書等の作成

署長管理事案は、報告書を作成し局へ報告しなければならないにもかかわらず、報告書を作成していない。

(2) 処理経過簿の処理

ア 事案処理の都度、労災課長が決裁し必要な指示・指導を行わなければならないにもかかわらず、事案処理ごとの決裁を全く行っていない。

イ 署長は、3か月経過事案から、毎月決裁しなければならないにもかかわらず、2か月にわたり決裁を行っていない時期がある。

(3) 署管理者の指示・指導

上記（2）の問題に関連し、その結果として、処理遅延が生じている事項に対して署管理者による的確な指示・指導ができていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

磐田労働基準監督署

平成24年5月24日実施

【是正指示事項】

収入官吏の命免

貴署における分任収入官吏の代理として、労災課長が任命されているものの、分任収入官吏でもある当該課長に係る代理が任命されていない状況がみられた。

また、代理の任命に当たっては、対象となる分任収入官吏の範囲を明示する必要がある。

このため、局と協議の上、適正な任命となるよう改めること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	



中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇勞働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事務連絡  
平成24年6月29日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災管理課  
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険  
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年5月24日から25日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年7月31日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

和歌山労働局

平成24年5月25日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

システムにより管理できない社会復帰促進等事業に係る事務については、「事務処理の流れを把握できる表」を作成し、進ちよく状況を組織的に管理しなければならないにもかかわらず、振動障害者社会復帰援護金に係る当該表に受付年月日欄を設けていない、管理者が定期的に確認していない状況がみられた。

このため、受付年月日欄を設けた「事務処理の流れを把握できる表」を整備するとともに、当該業務の進ちよく状況を定期的に確認すること。

2 地方労災補償業務監察の運用状況

(1) 通信監察の対象月については、不正受給等防止対策の観点から、対象月の変更に係る検討を行わなければならないにもかかわらず、特段の理由もなく前年度と同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

(2) 通信監察において、対象とした請求人から回答がなかった事案については、追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認しなければならないにもかかわらず、確認が不十分のまま調査を終了している状況がみられた。

このため、請求人から回答が無かった場合は、必要な追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

和歌山労働基準監督署

平成24年5月24日実施

【是正指示事項】

不正受給等防止対策の実施状況

不正受給の疑いのある情報を得た場合は、局が策定した「労災補償業務実施要領」及び「労災保険不正受給防止対策要綱」に基づき、早期に実地調査を行い、遅滞なく局に報告しなければならないにもかかわらず、第三者からの通報を受けて約2か月経過しても実地調査を実施していない状況がみられた。

このため、労災補償業務実施要領等に基づく事務処理を確実に実施すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

和歌山労働基準監督署

平成24年5月24日実施

【是正指示事項】

現金領収証書等

(1) 収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机とし、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

(2) 書損処理

書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記載しなければならないにもかかわらず、書損後の経過を記載していないものがみられたので、手引きに基づく適正な事務処理を行うこと。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	



中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	

事務連絡  
平成24年6月29日

佐賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災管理課  
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険  
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年5月30日から31日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年7月31日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

佐賀労働局

平成24年5月31日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる労災補償課長が管理しなければならないにもかかわらず、一部のカードについて、労災補償課長の管理下におかれていない状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

(2) 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」等）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

ア 調査計画書等の作成

複雑困難事案の調査計画書を作成する署内検討会において、初動調査を請求書受付から、約3か月後としている調査計画書を作成していた。

イ 事案検討会の開催

署長は、事案検討会を毎月1回以上開催しなければならないにもかかわらず、開催していない月がある。

ウ 処理経過簿の処理

① 署長は、毎月1回以上、処理経過簿を決裁し、事案の処理状況を確認しなければならないにもかかわらず、決裁をしていない月がある。

② 労災課長は、事案担当者が処理経過簿に処理事項を記載した都度、決裁しなければならないにもかかわらず、記載内容を月末にまとめて確認し、決裁している。

エ 署管理者の指示・指導

署管理者は、指示事項について、期限を付さずかつその指示事項の処理が遅延しているにもかかわらず、的確な指示・指導をしていない。

## 2 地方労災補償業務監察の運用状況

地方監察結果については、関係部課室長を交え検討の上、監察結果報告書として取りまとめなければならないにもかかわらず、取りまとめに当たって、関係部課室長を交えた検討が行われていない状況がみられた。

このため、今後は、監察指針に基づき適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

佐賀労働基準監督署

平成24年5月30日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

(1) 操作カードの管理

操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が管理しなければならないにもかかわらず、労災課長が管理している状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

(2) リスク評価に基づく書類等の管理

労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別も含め、管理者又は補助者と担当者の複数名で行われなければならないにもかかわらず、非常勤職員のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」等）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 調査計画書等の作成

複雑困難事案の調査計画書を作成する署内検討会において、初動調査を請求書受付から、約3か月後としている調査計画書を作成していた。

(2) 事案検討会の開催

署長は、事案検討会を毎月1回以上開催しなければならないにもかかわらず、開催していない月がある。

(3) 処理経過簿の処理

署長は、毎月1回以上、処理経過簿を決裁し、事案の処理状況を確認しなければならないにもかかわらず、決裁をしていない月がある。

(4) 署管理者の指示・指導

署管理者は、担当職員に対して具体的な指示をしているものの、期限を付しておらず、指示事項の履行が約3か月経過後となっていた。

また、この間、署管理者は未着手の状況を把握しているにもかかわらず、的確な指示・指導もしていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

佐賀労働基準監督署

平成24年5月30日実施

【是正指示事項】

現金領収証書等

供用後の現金領収証書等を保管する者は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者を指定しなければならないにもかかわらず、これに該当する次長がその指定を受けていないので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	



中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇勞働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p>          <p>【措置予定】</p>	